

壮瞥町告示第 1 号

令和 6 年壮瞥町議会第 1 回臨時会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 1 月 1 5 日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和 6 年 1 月 2 2 日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 議決事項の一部変更について

(2) 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 令和 5 年度壮瞥町一般会計補正予算 (第 1 1 号) について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第1回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年1月22日（月曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号ないし議案第3号について

○出席議員（８名）

2番	加藤正志君	3番	長内伸一君
4番	毛利爾君	5番	佐藤恣君
6番	湯浅祥治君	7番	菊地敏法君
8番	真鍋盛男君	9番	森太郎君

○欠席議員（１名）

1番 山本 勲 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田鍋敏也君
副町長	厂原 收君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	大野博雄君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	木下 薫君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野 圭君
選管書記長（兼）	土門秀樹君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 小林一也君

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和6年壮瞥町議会第1回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
2番 加藤正志君 3番 長内伸一君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎議案第1号ないし議案第3号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、議案第1号ないし議案第3号についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長（厂原 収君） 令和6年第1回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第1号から議案第3号までの3件であります。その内容につきましてご説明いたします。
1ページになります。議案第1号 議決事項の一部変更について。

令和5年6月9日第2回定例会において議決を得た（議案第46号）工事請負契約につきまして、下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

3の契約金額中「8,415万円」を「8,849万5,000円」に変更する。

本件につきましては、令和5年第2回定例会で議決を得た国道453号支障物件移設工事の工事請負契約になりますが、管路土工での掘削作業において大きな玉石が多く確認されたため、これらの撤去に伴う破碎、積込み、運搬作業や不足する埋め戻し材を追加するほか、掘削断面からの出水により配管作業に支障を来すことから、水中ポンプによる水替え作業を追加するなどにより契約金額を変更するものであります。

2ページになります。議案第2号 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容ですが、第2条第1項第1号及び第4号では戸籍及び除籍の謄抄本の広域交付に伴い、戸籍及び除籍証明書を追加するものであります。

第2号及び第5号では、電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料を定めるものであります。

第7号及び第8号では、戸籍の届出書の画像を電子化し、届出等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧することができる情報に同情報を追加するものであります。

それ以外の号であります第3号、第6号、第9号から第26号では、号番号を整理しております。

附則では、この条例は、令和6年3月1日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

5ページになります。議案第3号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）について。

令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額54億6,996万9,000円に歳入歳出それぞれ1億3,643万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億639万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。13ページになります。総務費、総務管理

費、財産管理費で 800 万円の追加となります。公共施設管理事業指定管理者施設のゆーあいの家ボイラー高効率化改修工事になりますが、ボイラーの熱交換器に異常が発見されたことに伴うボイラー設備の交換工事を行うものであります。

企画費、企画費で 3,500 万円の追加となります。空き家対策推進事業になりますが、昭和新山地区の危険家屋化が進んでいる空き家 3 軒につきまして当該建物及び土地を取得し、建物の除却工事を行うため、必要な経費を計上するものであります。その内訳になりますが、空き家の除却に係る実施設計委託料で 400 万円、空き家除却工事で 2,600 万円、空き家及び土地の購入費で 500 万円となります。

民生費、社会福祉費、母子福祉費で 30 万円の追加となります。ひとり親家庭等医療費助成事業のひとり親家庭等医療扶助費になりますが、例年と比較して入院の件数が多いほか、インフルエンザの流行による医療費の増加が見込まれるため、追加するものであります。

子ども医療費で 150 万円の追加となります。子ども医療費助成事業の子ども医療扶助費になりますが、患者数の増加により昨年 11 月から今年 1 月の支出額が増加したほか、インフルエンザの流行による医療費の増加が見込まれるため、追加するものであります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 320 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費の蟠溪 H 2 泉源附帯設備交換工事になりますが、湯湯設備の湯湯管閉塞に伴う配管の交換とラインポンプの故障に伴うポンプ交換工事を行うものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 8,843 万円の追加となります。その内訳になりますが、公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で 180 万円の追加となります。エネルギー価格高騰の影響を受けている指定管理者に対し施設運営等の安定化を図るため、燃料費の値上がり相当額を支援金として交付するものであります。次に、医療機関等事業継続支援事業の医療機関等事業継続支援金で 90 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関、老人介護施設、障害者福祉施設に対し、1 事業所当たり 10 万円を交付するものであります。次に、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業で 643 万 4,000 円の追加となります。町内の農林業者を対象に直近年の各経営体の動力光熱費の実績に応じて 3 万円、5 万円、7 万円、10 万円の 4 区分で交付金を交付するもので、通信運搬費で 3 万 3,000 円、振込手数料で 5 万 1,000 円、農林業者エネルギー価格高騰対策支援金として 635 万円を追加するものであります。次に、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で 870 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業、小規模企業に対し 1 事業所当たり法人 10 万円、個人事業者 5 万円を支給し、その事業継続を支援するものであります。次に、物価高騰対策商品券配付事業で 1,372 万 1,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等

の物価高騰に直面している町民に対し 1 人当たり 5,000 円分の商工会商品券を配付することにより経済的負担の軽減を図るもので、物価高騰対策商品券として 2,400 人分 1,200 万円、事務用消耗品費として 19 万 1,000 円、簡易書留の郵便料として通信運搬費 81 万円、壮瞥町商工会に対する事務手数料として 72 万円を計上するものであります。次に、エネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業追加給付分で 3,842 万 5,000 円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面している低所得者、住民税非課税世帯を支援するため 1 世帯 7 万円を支給するもので、時間外勤務手当で 30 万円、事務用消耗品費で 47 万円、印刷製本費で 5 万 5,000 円、通信運搬費で 11 万円、振込手数料で 24 万円、システム改修経費として西いぶり広域連合負担金電算で 15 万円、臨時特別給付金 530 世帯分 3,710 万円を追加するものであります。次に、エネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業住民税均等割のみ課税世帯分で 1,435 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面している低所得者、住民税均等割のみ課税世帯を支援するため 1 世帯 10 万円を支給するもので、時間外勤務手当で 6 万円、事務用消耗品費で 4 万 3,000 円、印刷製本費で 5 万 5,000 円、通信運搬費で 3 万円、振込手数料で 6 万 2,000 円、システム改修経費として西いぶり広域連合負担金電算で 10 万円、臨時特別給付金 140 世帯分 1,400 万円を追加するものであります。次に、エネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業子育て世帯分で 410 万円の追加となります。エネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面している子育て世代の低所得者を支援するため 18 歳以下の子供 1 人につき 5 万円を支給するもので、事務用消耗品費で 7 万 4,000 円、通信運搬費で 8,000 円、振込手数料で 1 万 8,000 円、臨時特別給付金 80 人分 400 万円を追加するものであります。

次に、12 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 3,087 万 1,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 1,200 万円の追加となります。空き家対策基本事業補助金になりますが、空き家対策推進事業のうち実施設計及び空き家除却工事につきまして国土交通省所管の補助金を活用し、実施するため計上するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 5,835 万 4,000 円の追加となります。国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額が示されたことから、予算計上し、物価高騰対策として実施する事業に充当するものであります。その内訳になりますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする推奨事業メニュー分として 1,609 万円、物価高騰等に直面する低所得者世帯の支援を目的とする低所得世帯支援分として 4,226 万 4,000 円となります。

道支出金、道補助金、民生費補助金で 40 万円の追加となります。乳幼児医療費補助金の医療費になりますが、子ども医療費助成事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 2,680 万 5,000 円の追加となります。一般財源の調整となります。

町債、町債、総務債で 800 万円の追加となります。ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業に充当する総務管理債を追加するものであります。

16 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

6 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

8 ページになります。第 2 表、繰越明許費補正では、追加で総務費、総務管理費、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業で 800 万円、企画費、空き家対策推進事業で 3,000 万円、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対策商品券配付事業で 1,372 万 1,000 円、エネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業追加給付分で 3,842 万 5,000 円、エネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業住民税均等割のみ課税世帯分で 1,435 万円、エネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業子育て世帯分で 410 万円になります。

次に、9 ページの第 3 表、地方債補正では追加で、ゆーあいの家ボイラー高効率化改修事業で限度額 800 万円になります。利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 1 号 議決事項の一部変更についてを議題といたします。質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） ただいま議決事項の一部変更についての提案説明がありました。この提案といいますか、議決は第 2 回定例会の 6 月 9 日の審議の中で追加提案として提出された工事契約の請負に関連するものですから、そしてそのときの契約金額が、先ほども説明ありましたが、8,415 万円、そして今回は 8,849 万 5,000 円で、434 万 5,000 円の増になっております。それで、私は事務局から送付された提案される議案審議の内容についてどんな内容かということ到底承知しておりませんでしたので、いろいろ調べてみますと、今申し上げたように、第 2 回定例会の追加提案に関連するのではないかなということいろいろ調べてみたのですけれども、今回の提案で工事をした中で大きな玉石等が多く確認された、これらの除去だとか撤去に伴う費用と、水が出てきたので、それぞれ水中ポンプによってくみ上げたのでしょう。排水したので

ないかと思いますが、この 434 万 5,000 円はそれぞれの追加された工事の、この 2 つの工事ありますよね、取り組む工事が。おおよそそれぞれの程度の経費として計上されたのか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回の設計変更に伴う、それぞれどれだけの金額を計上したかというところなのですけれども、まず今回の設計変更につきましては、提案理由の説明のとおり、通常の土工では通常の土砂ということで当初設計は計上していたのですけれども、実際作業する箇所が河川に隣接しているところということで、掘削してみると巨大な岩塊であったり、玉石であったり、そういうものが出てきて、それを撤去しなければ掘削作業もできないということで、今回大きな石を掘削するもの、それを積み込んで運搬する経費というものを計上させていただきました。当初の設計では掘削した土砂をまた埋め戻しに使うということを想定しておりましたので、大きな玉石とかというのはまた埋め戻しにはちょっと使えないということで、大きい玉石のボリューム分が埋め戻しが不足するというので、その分を追加しております。あと、そのほかに掘削した断面の脇から出水、水が流れてくるということで、掘削断面の中に水がたまってしまうので、そうすると配管する作業の支障があるということで、作業中の排水と常時水を抜く常時排水等というのを分けて水替え作業を行った経費を計上しているものでございます。それぞれの金額については、すみません、土砂関係、岩関係の処理にかかった経費というのは申し訳ないのですけれども、今手元には資料はちょっとないのですけれども、それに係る経費を適切に積み上げて、計上したものでございまして、四百……すみません。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午前 10 時 41 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 申し訳ございません。改めてご答弁させていただきます。

今回の設計変更に係る工種の内訳でございますけれども、土工事間の岩塊が出てきたことによる増加の額ですけれども、125 万 9,000 円、水替え作業に係る経費が 308 万 6,000 円となっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 次にお聞きしたいのは、工事契約、このときの記録を見ますと、工期は 6 年の 3 月 31 日までとするということだったと思いますけれども、この

進捗状況、どの程度進んでいるのか。また、今回この契約の変更によって冬期間の工事になるのではないかなという気はするのですが、その影響、そういうことは考えられないのか。現在の進捗状況と今回補正というか、この契約の内容変更によって新たに生じた事業を進める上で冬期間の気候等は影響ないのか、そんなこともちょっと心配したものですから、これについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

まず、進捗状況でございますけれども、今回の工事につきましては道路工事の支障になる水道管、温泉管、農業用の水道管というものの移設でございますけれども、その工事内容につきましては今回道路工事やっているとところに支障となる管路が入っているのですけれども、また最終的に新たに布設しなければいけない位置も道路工事の支障になるので、今年度の工事につきましては基本的にはほぼ仮設管ということで、道路工事の支障ないところへ仮の管路を整備する工事が主でございます。一部本設部分もございますけれども、ほとんどが仮設管ということでございまして、その仮設管も来年度、6年度事業まで継続して布設しておかなければいけないものですので、工期としては今年度いっぱい、3月31日まで見ているということでございます。実際の仮設管の整備の工事につきましては、ほぼおおむね終わっておりまして、ただちょっと仮設管を設置しているものですから、道路工事が終わるまでというのと、あと来年度に引き継ぐためにまだ請負業者さんのほうで管理していただいているという状況でございます。

あとは、今現在冬期間でございまして、これが工事にどのような影響があるかというところでございますけれども、雪の影響あるような工事については、もう全て終わっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 2 号 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

8 番、真鍋盛男君。

○ 8 番（真鍋盛男君） この中で戸籍電子証明書、それから戸籍電子証明書提供用識別符号というのがあるのですけれども、これはどういうものなのか説明をお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回この条例改正は戸籍法の一部改正によって町の手数料条例を変えるというものののですけれども、まず今回戸籍法の改正の内容なののですけれども、実は今回戸籍法の改正によって戸籍制度が利用しやすくなっておりまして、令和 6 年の 3 月 1 日から戸籍の証明書、戸籍の謄本ですとか抄本なののですけれども、これが広域交付ができることになります。今までは必ず本籍地のほうに赴くか、もしくは郵送で請求することだったのですけれども、3 月 1 日以降はどここの市町村役場窓口でも交付できるようになるということになります。それで、ご質問の戸籍電子証明書とか提供符号ということなののですけれども、まず戸籍電子証明書というのは、戸籍証明書は窓口に行って、戸籍謄本だったりとか抄本だったりとかって紙で出てくる証明書なののですけれども、戸籍電子証明書はオンライン上、例えばスマホですとかパソコンですとか、そういったようなものを使って手続をする際に利用できる証明ということになります。なので、紙のものではなくて、そういうパソコン上、オンライン上というのですか、で利用するものになります。それで、今回載っているのは識別符号というふうにあるのですけれども、この識別符号というのは電子証明の証明事項を提供してもらうために必要な符号というか、数字、16 桁の符号、パスワードのようなものになります、数字 16 桁。これを取得することによって従来では証明書というのを窓口に出さなければならぬものが符号を出すことによって電子証明書を受け取ることができるので、パソコン、オンライン上で手続が完了できるというものの発行のための手数料ということになります。それで、この電子証明書提供用識別符号というのは、パソコンなりスマートフォンで自分でも取得することができまして、自分で行うと無料です。これ同じものを役所に赴いて出してくれといった場合は有料ということになりまして、ここにあるとおり戸籍電子証明書ですと 400 円、除籍の電子証明書発行で除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は 700 円ということになっております。あと、従来は戸籍の証明書が必要だという場合は、何だかんだそれを提示しなければいけなかったのですけれども、これによってオンライン上で手続ができるようになります。主にパスポートの申請のときにこれが有効になってくる。今まだすぐにはできないのですけれども、今後そういうふうになることができるようになるというものであります。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 壮瞥町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第3号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般2ページ。

2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 私は、総務費のまず1点目、公共施設管理事業費の中のゆーあいの家のボイラー高効率化改修工事につきまして、このボイラー設備の交換工事の内訳について、800万計上している内容についてお伺いしたいのと、2点目は次に企画費の空き家対策推進事業の中で、今回国の支援事業を受けて対応している物件だと思うのですが、そこで私が聞きたいのは不動産購入費で500万計上されていると思いますが、この内訳、例えば資料頂いているのは土地の部分で、土地の物件が1、2、3、4とありまして、この1、2、3、4はたしか聞いたところによりますと同じ方が土地の部分に対しては所有していると。あと、建物については物件5、6、7という数字の中で説明受けまして、これに対する個々の持ち主がいるのですが、その中で500万というのは建物に対する所有者、その人たち3人に対する、個々の建物に対する取得価格というのは発生しているのか、それぞれに。例えば5、6、7、A、B、Cとして例えると、Aの所有者は建物に対してどの程度かかっているのか、Bの方が何ぼかかっているのか。それが例えば、私が思うのですが、買う、要するに壊す部分という、除却費と相殺してやっているというふうに今説明いただいていますけれども、その辺の内容についてちょっともう少し詳しくお伺いしたいということをお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいま1点目のボイラーの改修工事につきましては、内訳としましてはボイラー本体と、あと周辺の配管等の交換等の工事でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

対象不動産の内訳についてだいたいのイメージですが、まず土地につきましては4筆、そして建物については3軒ということで、まず建物については資産価値はありませんので、まあいったん老朽化が激しい店舗ですので、価値はありません。そして、今回土地について、4筆については地権者が皆さん同じ方です。そして、地権者のほうで一括してまず建物を取得します。そして、土地の内訳というお話でしたけれども、地権者が同じ地権者ですので、建物も全て取得をした上で、そして今回の対象不動産、土地と建物を全部一括して町のほうに売却したいということで昨年の10月、建物の所有者、関係者と土地の地権者と協議をして、そして協議をした結果、11月に町のほうに全て一括して売却したいと、そういうふうに意向が示され、打診があったところです。

以上です。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 分かりました。1点目のゆーあいの家のボイラーにつきましてもうちょっと詳しくお伺いしたかったのが本体の価格とか工事費とか、詳細についてもう少し、漠然的な回答でなくて、中身、金額的なものも確認させていただきたいのと、そして2点目は先ほどの空き家対策につきましては内容は大体分かりました。要するに土地の所有者が建物部分も全部ひっくるめて受けて、それを町に買ってもらって、それが500万発生するということで理解してよろしいのですね。分かりました。

そこで次に、この部分につきまして、令和6年度、空き家対策推進事業費、こういったものは同じような物件というのがあるのかどうか、令和6年度に予算計上されるものがあるのかどうか、その辺についてちょっともしできればお伺いしておきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） これより休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 先ほどの質問に対してご答弁申し上げます。

本体価格はおおむね500万程度、配管設置程度で300万程度と予定しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 企画財政課参事

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

令和6年度、同様の物件、除却を検討しているような物件があるかないかというご質問だったと思いますが、現時点では町のほうで緊急措置的にといいますか、空き家について除却するような物件は考えておりません。

以上です。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 3回、ちょっと質問もう一つしておけばよかったのですが、今度の説明の中で、今後土地、空き地活用、利用、どのように考えているのか。6年度に向けて今年度何か考えていることがあればお伺いしたい。近年災害的な、自然災害が多く発生しておりますし、そんな中で例えば防災の拠点的なものとか、防空ごうみたいである、言葉ちょっと失礼かもしれないのですが、分からないのですけれども、そういったものを造るとか、よく桜島なんかそういった部分で造られている経緯もありますし、そういうことも含めて何か考えていることがあれば、最後にお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

店舗を除却した後の跡地利用の考え方ということだったと思うのですが、現時点におきましては来年度国の補助金等を活用しながら跡地利用の検討も含め、地区の活性化ビジョンの策定を見据え、検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 2ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般3ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 物価高騰対応重点支援事業費、今というか、町民の皆さんが一番これに関心を持っているのでないかなということで伺いたいのですが、この内容についてはさきの議員全員協議会の中で説明受けて、内容等は承知しているつもりなのですが、今回のこの提案を見ますと、繰越明許費で事業費8,843万円で7,059万6,000円、約80%が繰越明許費として計上されております。そこで、今年度といいますか、5年度で取り組む事業といいますか、そういう各事業の推進をどのようにお考えになっているか伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今回の物価高騰対応重点支援事業につきましては、繰越しをするものとししないもの

でありますけれども、令和５年度中に行うものにつきましては公共施設の指定管理者が管理している施設への支援ですとか、あとは医療機関への支援、あとは農林業者への支援、それから中小企業の事業継続支援、この４つは令和５年度内で終了する見込みでございます、それ以外につきましては繰り越して、令和６年度に事業を終了する予定となっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 今答弁いただいて、４つの事業については５年度中に行うと。けれども、それ以外、４つの事業は１,７８４万円になるのでないかと思っておりますけれども、残りの事業、これは町民の皆さんに直接関係するものなのですよ。ですから、繰越明許だから６年度やりますでなくて、５年度からやはり、現在の物価高騰だとかエネルギーだとか、いろんな面で町民の皆さんは苦慮しながら日々暮らしているのです。そういう実態を考えたときに、私はできるだけ早くやる必要があるのかな、そんなこと考えております。そこで、繰越明許費でやった場合、最終はどの辺に設定しているのか、これについて伺いたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

今企画財政課長のほうから繰越しの話がありまして、ここでいいますと５番の物価高騰対策商品券配付事業から４つの事業、繰り越すということなのですが、着手はすぐに行います。まず、着手からお話ししますけれども、５番の物価高騰対策商品券配付事業につきましては、着手はすぐしまして、できれば３月中に皆さんにお届けできるように進めたいなと思っています。それで、商品券ですので、実際使える期間は３か月間ぐらいは確保したいと思っておりますので、期限は大体５月、６月ぐらいまで使えるようにして、それから精算ということで考えております。

次の６番のエネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業追加給付分、これ非課税の世帯の方に７万円を給付するということなのですが、こちらは今準備進めておりまして、議決をもって、議決いただければすぐに書類を送付して、手続を進めたいと思っております。できれば２月の上中旬ぐらいから支給できるように進めていきたいと考えております。ただ、これも繰越しとはなっておりまして、確認書が届かないと支給できないものですから、そういった意味で繰越し手続をして、４月以降でも要するに給付できるようにしております。

７番のエネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業住民税均等割のみ課税世帯分、こちらについてはまだ準備してなくて、これから準備を始めまして、できればこちらは３月中、３月ぐらいに支給開始できるように進めていきたいというふうに考えております。こちらやはり確認書もらってから支給ということになりますので、

4月、5月でも申請があれば支給できるように繰越措置をするというものであります。

次のページの8番のエネルギー食料品価格等物価高騰重点支援事業子育て世帯分になるのですけれども、こちら先ほどの非課税世帯ですとか、あとは住民税の均等割のみ課税世帯に属する18歳以下のお子さんがある世帯に子供1人につき5万円を支給するというものなのですけれども、こちらもこれから準備を進めます。準備を進めて、こちらでもできれば3月の上中旬ぐらいから給付できるように事務を進めていきたいと考えております。同じようにやっぱり繰越しして、4月以降も手続できるように進めていくというものでございます。

説明は以上になります。

○議長（森 太郎君） 3ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第2表、繰越明許費補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和5年度壮瞥町一般会計補正予算（第11号）については

原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和6年壮瞥町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時22分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員